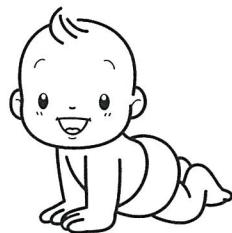


平成15年4月1日から変わります 乳幼児医療費助成制度



4月1日から、乳幼児医療費助成制度が改正されます。

乳幼児の保健対策の充実・保護者の経済的負担の軽減のため、乳幼児医療費助成制度が変わり、乳幼児の保護者の方の手続きが簡単になります。

◎対象となる方

光町に住所のある小学校就学前までの乳幼児が対象となります。

◎助成内容・利用方法が変わります

年齢や住民税課税状況により、表のように助成内容が変わります。また、新しい制度は、受給券（事前に申請が必要）の交付を受けた後、受給券と保険証を医療機関の窓口に提示すれば、自己負担金を窓口で支払うだけで済み、保健センターでの申請手続きはなくなります（左ページの図参照）。

◎注意

新しい制度は、千葉県内（医師会・歯科医師会・薬剤師会加入医療機関）のみ有効です。これらに加入していない県内医療機関や、県外医療機関で受診された場合は、これまでと同様の手続きが必要です。

また、平成15年3月31日までの診療分についても、これまでと同様に保健センターに申請をお願いします。

※対象者の保護者の方へ

申請手続きの通知が届いていない保護者の方は、保健センターまでご連絡ください。

問合せ 保健センター ☎④1158



助成の内容

★3歳未満児 出生の日から満3歳に達する日の属する月の末日まで

★3歳以上 小学校に就学する年の3月31日まで

対象児	助成対象医療費	住民税課税状況	自己負担金
3歳未満	通院又は1日以上の入院	所得割あり	1回又は1日につき200円
		所得割なし	無料
	保険調剤		無料
3歳から小学校就学前まで	7日以上継続して入院した場合のみ	所得割あり	1日につき200円
		所得割なし	無料

※自己負担金は乳幼児医療の助成を受ける際、負担能力によって負担する額のことです。

新しい制度は、世帯の住民税額をもとに自己負担額が決められます。

※小学校就学後も引き続き入院中の場合は、その間も対象となります。